

住宅宿泊事業法第6条に基づく「宿泊者の安全確保措置」
事前相談書（兼）説明書

年 月 日

※この書面は、住宅宿泊事業法第3条に規定する届出前の事前相談時及び届出書の添付図書（住宅の図面の補足説明用）として活用してください。

※事前相談先は、届出住宅の存する市（広島市を除く。一部市町は県）の建築確認担当部署になります。

届出者(相談者)住 所

氏 名

連絡先

建築物の所在地

住宅宿泊事業法第6条に規定する「宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置(※イ)」は、次のとおりです。

次のチェックリストの口欄に、チェックしてください。

	摘要	記入者チェック・入力欄	(※ロ)行政庁 チェック欄
①	建築物の建築年	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 年	
②	建築確認申請・通知書の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明	
③	宿泊時の家主同居の有無	<input type="checkbox"/> 家主同居 <input type="checkbox"/> 左記以外	
④	宿泊室(※ハ)の床面積の合計	m ²	
⑤	宿泊者使用部分(※二)の床面積	1階 m ² , 2階 m ² , 地階 m ² 3階 m ² , 階(基準階) m ² 合計 m ²	
⑥	届出住宅の建築用途	<input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> 寄宿舍 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 長屋	
⑦	宿泊者の受入状況	<input type="checkbox"/> 複数のグループ <input type="checkbox"/> 単一のグループ	
⑧	届出前の事前相談の有無	<input type="checkbox"/> 相談済(年 月 日) <input type="checkbox"/> 相談無し	
⑨	建築物の所在地が市街化調整区域、工業専用地域以外		

(※イ)非常用照明器具の設置方法及び火災その他の災害が発生した場合における宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置を定める件(国土交通省告示第1109号)(平成29年11月28日)(改正令和元年6月21日国土交通省告示第200号)による。

(※ロ)行政庁チェック欄は、記入しないでください。

(※ハ)「宿泊室」届出住宅の居室のうち、宿泊者の就寝の用に供するもの

(※二)「宿泊者使用部分」届出住宅のうち、宿泊者の使用に供する部分(宿泊室を含む。)

○事前相談(届出)に必要な添付図書

次のチェックリストの口欄に、チェックしてください。

添付図書	記入者チェック・入力欄	(※ロ)行政庁 チェック欄
<input type="checkbox"/> 住宅の図面	明示する内容 <input type="checkbox"/> 台所・浴室・便所・洗面設備の位置 <input type="checkbox"/> 住宅の間取り及び出入口 <input type="checkbox"/> 各階の別 <input type="checkbox"/> 居室・宿泊室・宿泊者の使用に供する部分(宿泊室を除く。)の床面積 <input type="checkbox"/> 非常用照明器具の位置 <input type="checkbox"/> その他安全のための措置(防火の区画等)	
<input type="checkbox"/> 確認済証等(保有している場合)		

○民泊の安全措置の手引き(令和元年6月24日 国土交通省住宅局建築指導課)を参照して、次のチェックリストの口欄に、チェックしてください。

条 届 件 出 等 住 宅 の	建て方について	規模等について	A-1	A-2	B-1	B-2
	A) 一戸建ての住宅, 長屋	1) 家主同居※1で宿泊室の床面積が50㎡以下	<input type="checkbox"/>			
	2) 上記以外			<input type="checkbox"/>		
B) 共同住宅, 寄宿舍	1) 家主同居※1で宿泊室の床面積が50㎡以下				<input type="checkbox"/>	
	2) 上記以外					<input type="checkbox"/>
上記の条件による分類に応じて、下記の安全措置(①~⑦)をチェック						
安 全 の 措 置	告示第一(非常用照明器具)					
	①	非常用照明器具が設置されている		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	告示第二第一号(防火の区画等)					
	②	複数グループが複数の宿泊室に宿泊しない		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
		複数のグループが複数の宿泊室に宿泊する場合、防火の区画又は警報設備等が設置されている		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	告示第二第二号イ					
	③	2階以上の各階における宿泊室の床面積の合計が100㎡以下	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		上記以外の場合で、当該階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	告示第二第二号ロ					
	④	宿泊者使用部分の床面積の合計が200㎡未満	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		上記以外の場合で、届出住宅が耐火建築物、準耐火建築物等である	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		上記以外の場合で、宿泊者使用部分の居室及び当該居室から地上に通ずる部分の内装仕上げが、建築基準法施行令第128条の5第1項に規定されているとおりに不燃化されている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	告示第二第二号ハ					
	⑤	各階における宿泊者使用部分の床面積の合計が200㎡(地下の階にあっては100㎡)以下	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		上記以外の場合で、3室以下の専用の廊下である(対象階:)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		上記以外の場合で、階の廊下(3室以下の専用のものを除く。)の幅が、両側に居室がある廊下にあつては1.6m以上、その他の廊下にあつては1.2m以上である(対象階:)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	告示第二第二号ニ					
	⑥	2階における宿泊者使用部分の床面積の合計が300㎡未満	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
上記以外の場合で、届出住宅が準耐火建築物である		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
告示第二第二号ホ						
⑦	(1) 宿泊者使用部分が3階以上の階に設けられていない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	(2) 延べ面積が200㎡未満で宿泊者利用部分が3階に設けられている場合で、警報設備を設け、堅穴部分と堅穴部分以外の部分とを間仕切り壁等で区画している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	上記(1)(2)以外の場合で、届出住宅が耐火建築物である	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

※1 届出住宅に家主が居住しており、不在(法第11条第1項第2号の一時的なものは除く。)とならない場合

行政庁チェック欄

口上記チェック項目について適合していることを確認した。【 年 月 日】

口上記以外 ()